

朝鮮人、台省省長及沖繩縣人等にして終戦に伴う厚生年金保
険の被保険者資格を喪失したものに對する保、給付についで
は、目下夫々御手配中のことと存するところであらうが、現下
諸般の事情によつて、これに未支給のものが尙相当数あるので
右被保険者であつたものが帰国に際し保、給付の請求を為

保發第一三四五號

昭和二十一年十二月二十八日

厚生省保、給局長

都道府縣、教育長、衛生部長、長、殿

朝鮮人、台省省長及沖繩縣人等に對する保、給付
に關する件

朝鮮人、台省省長及沖繩縣人等にして終戦に伴う厚生年金保
険の被保険者資格を喪失したものに對する保、給付についで
は、目下夫々御手配中のことと存するところであらうが、現下
諸般の事情によつて、これに未支給のものが尙相当数あるので
右被保険者であつたものが帰国に際し保、給付の請求を為

一、給付決定を了したる引揚其の他、関係によつて未支給の
 ため関係事業主等が、その給付が五割以上を占めて、これに度
 領した者及保険給付未請求、または帰国した者等が相当数ある
 ののと豫想せられ、これに對して、今後実現されるよう
 関係者から其の筋に對し、請願の次第とあつたので、今後保険給
 付の促進について、其の筋に對し、未請求の件を豫想されるの
 こと、此際急遽にその支給を、このことを海請を、此次次第である
 から、これに即應出来得るよう左記事項に留置の上支給準備
 に萬遺漏のないよう格段の御配慮を煩したい
 尚、これ等のものに對する保険給付に關し、其の筋に、これに資料
 を提出するため必要であるが、別表について調査の上、一月末
 目途に、必ず報告せられたい。

記

一、保険給付を請求のよす帰国したものと對して、これが給付の

決定を了したる、終戦後の通信杜絶その他諸般の事情によ
 つて、この水等のものに對し、未支給の状態にあるもの並に保
 険給付未請求のよす帰国したものと對し、今後これが支給
 を開始する場合急遽に支給し得るよう豫め給付金額及請求
 者の居所へ事業主等関係方面について、この調査を急し置く
 こと。

別表

朝鮮人、台湾省民及中絶縣人別保険給付種類別件数
 金額調査表

縣保險課
 保險出張所

一、件数金額

| 保険給付の種類 | | 種別 | 件数 | 未請求数 |
|---------|----|----|----|------|
| 決 | 請 | 未決 | 未決 | 未決 |
| 定 | 未決 | 未決 | 未決 | 未決 |
| 未決 | 未決 | 未決 | 未決 | 未決 |
| 未決 | 未決 | 未決 | 未決 | 未決 |

| 支給者 | 未支給 | | 金額 | 件数 |
|-------------------|-----|----|----|----|
| | 金額 | 件数 | | |
| | | | | |
| 事業主 に付する 金額 | 金額 | | 金額 | 件数 |
| | 金額 | 件数 | | |
| | | | | |
| 事業主 に付する 金額 | 金額 | | 金額 | 件数 |
| | 金額 | 件数 | | |
| | | | | |

(三) 現に被保険者資格を有するもの

| 種 | 別 | 人 | 員 |
|---|---|---|---|
| | | | |

備考(1) 首排は現上之れを並替へてぬるともを掲止する

(2) 種別別は職輸入、台高普民、沖産輸入各別に絶成

(3) (4) は、(1) 別入、(1) 普民、(1) 普民

25 20 23 22 21



第...号(三)の七號

昭和二十一年十二月二十日

厚生省保険局長

外務省 局長 殿

地方社会保険診療報酬算定協議会
設置に關する件

社会保険の診療報酬については日頃給致の即配爲を煩はしめたる次第であるが、同者自二十一年十月二十四日及び二十五日の両日開催された社会保険診療報酬算定の協議会の意向を参考し、早速に各都道府県に地方社会保険診療報酬算定協議会を設置し、これら國府とも協働によりて地方の実情に即した適正報酬を定むることとなつた。就ては別紙の地方社会保険診療報酬算定協議会規程案、及びその地方社会保険診療報酬算定協議会設置方針配付原稿を、尚當分の措置であるが、社会保険診療報酬算定協議会は中央的の協議会として

